

## 国民健康保険税の税率等を改定します

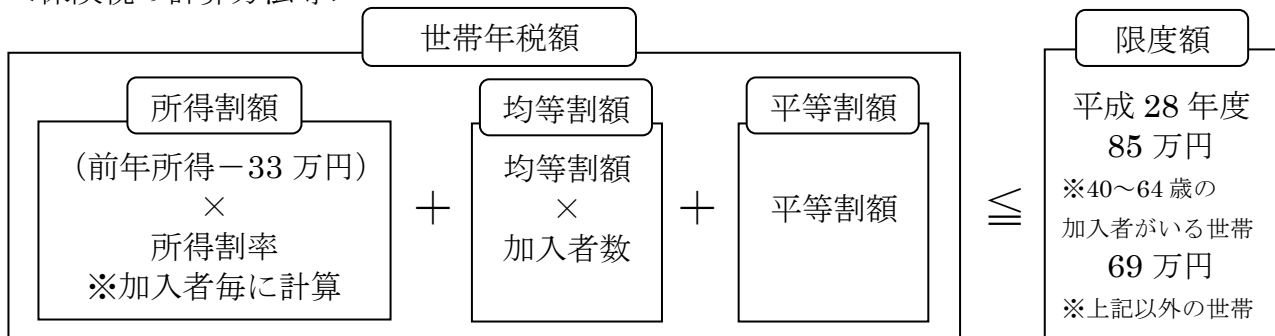
国民健康保険の医療給付費等の支出は、保険税などの収入を上回り、今後、国民健康保険財政は収入不足が見込まれます。安定した財政運営を継続できるように、平成 28、29 年度と段階的に保険税率等を引き上げますので、ご理解をお願いします。

### どう変わるの？

下表のとおり、所得割率（医療保険分、介護納付金分）及び課税限度額を引き上げます。なお、今後は国の税制改正、県が示す標準保険料率（平成 30 年度の国保県単位化）などを参考に市が保険税率等を決定することになります。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療保険分 (加入者全員)	所得割率	4.00%	<b>4.95%</b>	<b>5.40%</b>
	均等割額	23,000 円	23,000 円	23,000 円
	平等割額	23,000 円	23,000 円	23,000 円
	課税限度額	51 万円	<b>52 万円</b>	<b>52 万円 (予定)</b>
後期高齢者 支援金分 (加入者全員)	所得割率	2.00%	2.00%	2.00%
	均等割額	3,000 円	3,000 円	3,000 円
	平等割額	3,000 円	3,000 円	3,000 円
	課税限度額	14 万円	<b>17 万円</b>	<b>17 万円 (予定)</b>
介護納付金分 (40～64 歳の 加入者)	所得割率	1.20%	<b>1.30%</b>	<b>1.40%</b>
	均等割額	8,000 円	8,000 円	8,000 円
	平等割額	6,000 円	6,000 円	6,000 円
	課税限度額	12 万円	<b>16 万円</b>	<b>16 万円 (予定)</b>
合計	所得割率	7.20%	<b>8.25%</b>	<b>8.80%</b>
	均等割額	34,000 円	34,000 円	34,000 円
	平等割額	32,000 円	32,000 円	32,000 円
	課税限度額	77 万円	<b>85 万円</b>	<b>85 万円 (予定)</b>

### <保険税の計算方法等>



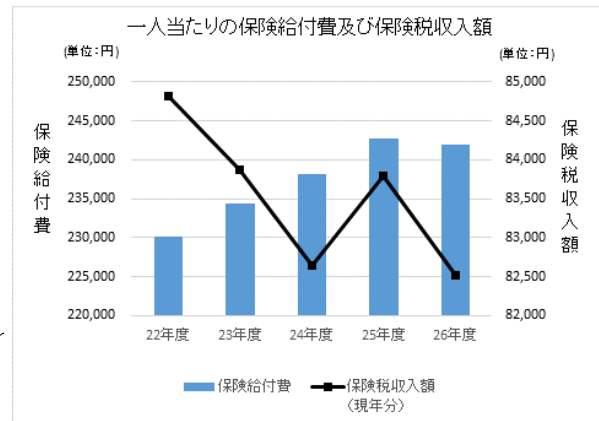
・前年中の所得が 33 万円以下の方は、今回の改定に伴う保険税額の変更はありません。

## なぜ改定が必要なの？

高度医療技術の進歩などにより、加入者一人当たりの医療費を始めとする保険給付費は増加傾向にあります。一方、一人当たりの保険税収入は減少傾向にあります（右グラフ参照）。

また、高齢化の進行により、後期高齢者医療、介護保険制度への拠出金が増加するなど、平成28年度以降は、大幅な収入不足が見込まれます。

今後も安定した制度運営を行うため、保険税の改定が必要となりました。



## どうしてこの率になったの？

本市の保険税率等は、県内の他市に比べて、負担能力に応じて課税する所得割率が低い状況にあることから、次の考え方により税率等を決定しました。

- ① 他市の保険税水準と均衡を図ること及び低所得者の負担増への配慮から所得割率及び課税限度額の改定に限定すること
- ② 一般会計からの繰入金を増額、段階的な引き上げなどにより、加入者の負担感の軽減に努めること

(参考)平成27年度の医療分、後期分、介護分の合計の県内市平均は、所得割率(※) 9.31%、均等割額 38,724 円、平等割額 33,454 円、課税限度額 82.6 万円です。

※資産割率がある自治体は、過去の実績により資産割率を所得割率に上乗せしてあります。

## 制度を維持するために

皆様方から頂く保険税を大切にに使わせていただくため、加入者の方には、日ごろから健康管理に努めていただき、生活習慣病予防のための特定健診や特定保健指導、後発（ジェネリック）医薬品の利用など医療費の適正化にご協力をお願いします。

問い合わせ先

日進市 保険年金課 国保係

TEL 0561-73-1420

FAX 0561-72-4554

E-mail hoken@city.nisshin.lg.jp